第１７７回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和５年６月２３日

神戸運輸監理部

［第１７７回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和５年６月２３日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員、渕委員（ウェブ）、石黒委員
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員（欠）、加藤（潔）委員、加藤（琢）委員
（運輸監理部）馬谷海事振興部長、大山海事振興部次長、
　　松村海上安全環境部調整官
（事　務　局）大當船員労政課長、西田船員職業安定係長
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

本日も、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

時間になりましたので、第１７７回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催いたします。

それでは、部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

最初に、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日の委員出欠状況につきまして、使用者の南委員が所用のため欠席されておりますが、神戸船員部会運営規則第９条の規定は充たしていますので、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、渕公益委員につきましては、ウェブによるご出席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。

・議事次第

・資料１　「第１７６回近畿地方交通審議会　神戸船員部会　議事録（案）」

・資料２　「神戸船員部会資料、神戸管内職業紹介実績（Ｒ５．５月分）」

・資料３　「全国版船員職業紹介実績一覧表（Ｒ５．４月分）」

神戸船員部会情報

以上となっております。資料の過不足等ございませんでしょうか。

部会長

では、議事に入ります。

最初に、第１７６回船員部会の議事録について、お諮りします。資料１の議事録について、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題（１）、管内の雇用状況等について、事務局より説明願います。

船員労政課長

　それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

５月期の新規求人件数は、６２件で、前月差＋３９件、前年同月差では、＋２５件、月間有効求人件数は、１０５件で、前月差－３件、前年同月差は、－１５件でした。

新規求職件数は、１５件で、前月差なし、前年同月差では、－１件、月間有効求職件数は、３７件で、前月差＋４件、前年同月差は、－２７件でした。
ちなみに、新規求職者の平均年齢は、４９．１歳、月末有効求職者の最高年齢は７５歳です。

求人側から見た成立件数は、３件、求職側から見た成立件数は、２件でした。詳細は、４ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。
５月の月間有効求人倍率は、２．８４倍で、前月比－０．４３ポイント、前年同月比では＋０．９６ポイントでした。

１ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。
新規求人６２件の内訳は、職員５０件、部員１２件、船種別では、タンカーを含む貨物船が４９件、旅客船６件、漁船１件、その他船舶６件でした。
甲機別では、甲板部３９件、機関部２０件、事務部３件で、全て司厨長でした。
次に、新規求職者１５名の内訳は、職員８名、部員７名、船種別では、タンカーを含む貨物船が、１２名、タグボートなどのその他の船舶３名でした。
甲機別では、甲板部８名、機関部５名、事務部が２名、年齢構成としては３０歳未満５名、４０歳代２名、５０歳代２名、６０歳代以上が６名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。
求職者の離職理由のうち、本人都合２名、会社都合６名で、うち期間満了１名、乗船中４名、未経験１名、その他の理由が２名おられました。
５ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

１０ページ、資料２の最後です。雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、なし、４月の新規受給者３名、減少は、２名で、どちらも就職による減少となります。５月中の受給者数は、３名で、基本手当の支給額は、４４５，９４３円、就職促進給付は、２件　１，５３８，２１５円を支給しました。

資料３をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。
全国の船員の４月分の実績は、新規求人件数１，２１１件、新規求職件数３７２件、有効求人倍率は、３．３０倍で、前月比－０．４９ポイントでした。
これに対し、厚生労働省がとりまとめた陸上職　３月分の有効求人倍率の全国値は、１．３２倍で前月から－０．０２ポイントとなっています。３月分も、有効求人倍率の前月差が全国的に減少しております。兵庫県の就業地別の有効求人倍率は、１．１６倍、前月から－０．０１ポイントでした。
簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長
ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員
表の見方ですけど、２ページの求人・求職・成立内訳があるじゃないですか。一番上ですけど、新規求人６２、求職１５で、成立数３と２とあるじゃないですか。
この分は、成立数で、求人から見たのが３名と求職者からが２名で、合計。どういう形ですかね。

船員労政課長
４ページをご覧いただけますか。
これが成立一覧表になっておりまして、①が、求人者側から見た分で３件、②が、求職者側から見た分で２件の内訳となります。そのうち、①と②に色塗りをしている部分がありますが、これが同一人物の成立となりますので、成立した件数は、全部で５件、５人ということではありません。

労働者委員
色塗りしてる人は同一ということですか。

船員労政課長
はい。

労働者委員
これを見ると、事務部さんは３、求職で１件とかでもパーセントにすると、割と成立があるんですが、ほかのところは、求人、求職の数の割に成立が少ないと思うんです。いろいろ兼ね合いがあると思いますけど、何か特別な理由はありますか。

船員労政課長

神戸管内はどうしても求人求職件数が少ないので、１人成立しただけで比率が大きく変わってしまいます。

労働者委員

分かりました。

労働者委員

この求人者から見た形を出して、求職者の出る、どういう振り分け方ですか。求職者側から見た、求人者からって、どういうことなの。

船員労政課長

神戸に求人票を提出された会社さんから見た形になります。今月は、月間有効求人数の中で３件成立です。同じく、求職者は、神戸に求職票を提出された方から見た形になりますので、今月は、月間有効求職者数の中から、２件成立です。神戸に提出された求職者、求人者で成立すれば、件数がダブる形になります。

労働者委員

分かりました。

公益委員

先ほどのご質問で、求人成立数と求職、割合が、充足率とか就職率が低いのではないかというお話があったと思います。一番最初のページの表で、充足率、就職率がありますよね。２．９％、５．４といろいろあるんですが、人数が少ないので、１人上がっただけで、ぽんって上がるのは確かにそうですけど、でも、やっぱり低いような気が。

２．９とか５。それぞれ理由はあるかもしれないですけど、充足されない求人とか、就職がままならない方って、どうなっていくものですか。

船員労政課長

５ページをご覧ください。こちらで不成立になった理由が大まかに分かります。例えば、「条件の不合」は、今回でしたら１名おられるんですけど、お給料の折り合いがつかなかったという理由になります。そのほか、「選考もれ」は、求人者側からの報告によりますと、社風が合わなかった、技量や経験不足が不成立の理由となっています。「その他」の理由が８１件と一番多い分類になるのですが、ほかで求人が決まってしまったので、紹介しても面接をしなかった等の理由によるものです。こういった理由により、マッチングできていません。

公益委員

労働者というか船員さんとしては、これで特段困ってない状況ですか。

船員労政課長

今のところ、求人者側が船員不足の状態なので、船員さんが、条件や会社に合うかどうかは別として、困っているという状況にはあまりないと考えられます。しかし、求職票を提出しても成立できない方も確かにおられます。これは、ご高齢の船員さんだったり、神戸港しか嫌だとか、日帰り船だとか、お給料の希望額が高額であったり等、条件をかなり限定されている方はどうしても成立しにくいということがあります。

公益委員

数字は低いようだけれど、実態はそうではないということですか。

船員労政課長

数字から見れば、求職票の有効の期間、成立しないまま残っている方も多くおられますが、求職者が知人の紹介等により成立していても、求職票の取り下げを申告していただかないと、こちらでは把握できませんので、有効期限までそのまま有効求職数として残った状態になっている件数があります。いつまでも成立していない方は、それほど多くないと思います。

公益委員

ありがとうございます。

労働者委員

求職期間は３か月かな。

船員労政課長

マックス３か月くらいあります。

労働者委員

３か月を超えた場合については、延長するのか、延長しないのか。

船員労政課長

もう一度、求職票を出し直していただきます。

労働者委員

出し直し。

船員労政課長

有効期間切れになりましたら、自動的に有効求職者数から外れるのですが、先ほど申し上げたように、例えば、知人の伝手で決まった方が取り下げの報告をされていない場合は、そのまま有効な求職票として残り続けるので、そこに新たな紹介状が行ってしまうことはあります。

労働者委員

Ａ社で船長を求めてますという求人が出てきた場合に、求人票が３か月で有効期間が切れて、また同じものという割合は大体把握はできているのですか。ずっと同じ会社で船長を求めるとか。

船員労政課長

会社側ということですか。

労働者委員

はい。

船員労政課長

今回、特に６２件と求人数が大きくアップしてますが、求人票を出していて、有効期限までに決まらなかったので、もう一回という会社もあります。そのため、定期的にアップする場合が多いです。

そのほか、求人情報の日付が古いと、データが後ろの方に埋もれてしまうので、出し直すことによって、求人データが一番上に置いている方が、船員さんも見てくれるだろうとからという考え方で、どんどん募集をかけてくる会社さんもおられます。今回の場合ですと、かなりの件数がそういう形になっています。

労働者委員

よく求職されてる方とお話しをすると、ずっと同じ会社の同じ求人ばかり出ている、全然変わってないとよく聞くのですけど、そういったことがあるのか、状況が分かれば、教えていただければ。

船員労政課長

今、若年船員をどんどん増やすために、育てた後によその会社に行っても構わない、自分のところに定着しなくてもいいから、船員を育てていきたいという考え方で、どんどん募集をしている会社さんもあります。

労働者委員

１社で多くの人を求めてくるのですね。

船員労政課長

はい。

部会長

そのほかに、ご質問、ご意見等ないでしょうか。

公益委員

質問を１件。求人の内訳の中で旅客船が６名あって、月末でもまだ決まらずに残っているところですが、この旅客船は離島航路のようなものでしょうか、それとも遊覧船のようなものでしょうか。離島航路のようなところですと、生活の足とかになっていて、人が足りなくて減便とかになると、本当に生活に直結してしまうような影響が大きいようにも思いますが。

船員労政課長

今回でいいますと、フェリー会社さんです。離島航路とかではなく、この近隣のフェリー会社さんです。離島航路で、船員がいなかったら船が減便になってしまうかもしれないというようなところではないです。

公益委員

現状はそうではないということで。

船員労政課長

はい。

公益委員

ありがとうございます。

労働者委員

離島で、１つ聞きたいですが、兵庫県で離島で認められているといったら淡路島の沼島ぐらいですか、離島航路って。

沼島は単体なんです。家島諸島ではいろいろあるんですけど、多分１つの航路だったらそこが認められるんですけど、複数の航路があれば認められないと思いますが。

船員労政課長
　家島は、ほかに競争会社がいるので、離島航路とは認められていません。

労働者委員
　そうですね、沼島ぐらいですか。

海事振興部次長
　いや、坊勢航路は今１つの会社（単独航路）ですので。

海事振興部長
　１つ、そうですね。要は、補助金が出るか出ないかというだけで。

労働者委員
　そうそう。

海事振興部長
　一応、離島航路ではあるということですね。

労働者委員
　補助金が出とるというたら、沼島だけですか。

海事振興部次長
　坊勢航路もですね。

労働者委員
　そうですか。

部会長
　ほかに、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

公益委員
　９ページを見ると、甲板部、三級の人が２人いて、２人を見てみると、お一人は６０代以上、もう一方が２０代です。２０代で三級を持っているということは、それなりの学校、教育機関を卒業されているんだろうなと思いますけど、この方、転職ですか、新たにですか。

船員労政課長
　先月に求職に来られた方でして、今、別の船に乗船中です。ほかの船に転職した

いという方です。

公益委員
今、乗船中で、転職したいということなんですね。

船員労政課長
はい。

公益委員
今、乗船しているのも、やっぱり内航貨物ですか。

船員労政課長
そうですね、タンカーに乗船されてます。

公益委員
分かりました。ありがとうございます。

部会長
ほかに、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。ないですかね。

（なし）

部会長
ほかにないようでしたら、議題（２）のその他に移ります。
委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。
公益委員の方、いかがでしょうか。

（公益委員なし）

部会長
労働者委員は、いかがでしょうか。

労働者委員
質問を１つ。調べられたら教えていただきたいのですけど、国交省のホームページにあります、地方運輸局長が指定する医師は、令和５年６月２日現在、全国で１，３８２指定されており、また、公益社団法人日本掖済会９病院と一般社団法人船員保険会６病院と国交省のホームページに書いてありますが、これらの指定する医師や病院の増減は、ここ１０年、５年とかのスパンでどういうふうになっているのか、

分かったら教えていただきたいなと思っております。

というのも、関係船員からは、健康診断を受けるに当たって、指定病院が近くにないと問合せが寄せられることが多いので、近年の指定病院の増減がどうなっているのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

海事振興部次長

全国ですか、管内ですか。

労働者委員

全国で今１，３００はホームページに載っています。

船員労政課長

管内の分については、神戸運輸監理部のホームページに掲載しています。

データ的にお伝えできるのは、こちらで把握できている神戸管内でしたら。

労働者委員

管内だったら、５年とか１０年スパンは分かりますか。

船員労政課長

分かります。

労働者委員

ホームページを見ると、過去が出てないので。

船員労政課長

現在、指定医として認定されているところしかありません。

労働者委員

多くなっているのか、少なくなっているのか。この辺りで、なかなか健康診断に行く病院がないのだという問合せが多いもので、どこにあるかなという連絡が多いです。ホームページを見れば、記載されてますけど、分からない船員さんもいるみたいで。最近、どういう推移しているのか、また分かったら教えてください。

船員労政課長

はい、かしこまりました。

病院がなかなか増えにくいというのが、船員手帳の健康証明の合否を判断する際、船員として働いていいかという判断がありますので、船員さんがどんな生活をされていて、どんな労働環境にあるのかが分からないので、なかなか手を挙げていただ

けないというのが実態としてはあります。

労働者委員

そういう感じで指定病院が設定されているのですか。昔は、港に上陸したら、指定病院がありましたが、小さな個人病院が閉鎖してなくなっていったのが原因かなと思うのですが、今は指定病院をやる人がいないという感じなのですか。

船員労政課長

健康証明の最終的な判断についてマニュアルはありますが、一般的な健康診断を行って記録するだけでなく、合否判定をしなくてはなりませんので、難しいのだと思います。

労働者委員

判断が難しい。

船員労政課長

指定医の申請をするきっかけとしては、船員が急に飛び込みで来られて、初めて指定医の制度を知り、指定医の認定はできるのでしょうか？という問い合わせをしてくるというパターンが多いです。

問い合わせを受けた海技資格課の担当者は、指定医の制度について説明し、正式に申請後、認定に至ります。

労働者委員

過去にやっていた病院が減ったのかなということじゃなくて、常にリニューアルしているけど、判断ができない病院が多いという感じなのですか。

船員労政課長

この近くですと、商船三井ビル内にも以前はありましたが、ご高齢のため、許可書を返納されたということもあります。

労働者委員

新しい病院としても増えてはいるの。

船員労政課長

本当に少ない件数ですが、新規に申請する病院もあります。

感触としては、あんまりそんなに増えもせず、減りもせずというのが大体のところですが、具体的な数字につきましては、来月、担当の海技資格課に確認しまして、回答させていただきます。

労働者委員

お願いします。

海事振興部長

一番近いのはサニーピア。道路を渡って、商船三井ビルは、今おっしゃったようになくなったんだけど、その向かい側ぐらいの新明海ビルにも小さい個人医院が。

労働者委員

結構、神戸で下船されて、神戸で健康診断を受けようか、それとも地元へ帰って受けようかと考えられる方が多くて。近くにあるのかないのか、ないのだったら、地方へ帰ったらあるのかないのか。そういった問合せがあるので、質問しました。

船員労政課長

場所がどこにあるのかというのは、どこの運輸局もこういった形で開示はしています。電話で海技資格課にお尋ねいただけたら、近隣の指定医を紹介させていただくことになります。その際に、病院によっては予約が必要なところもありますので、そういった情報も、こちらの分かる範囲ではお伝えできるかとは思います。

労働者委員

船員からしたら、受けられる病院は多いほうがいいんです。今から言えば、病院あります。じゃあ、船員さんを診られる指定を受けるといったら、こちらにレクチャーしてもらって、こちらが指定とするんですか。違うでしょう。指定病院にするのは。

船員労政課長

こちら（海技資格課）からは、病院を指定したご案内はしません。

労働者委員

病院が手挙げて、船員さんを診られる指定を受けたいと。

船員労政課長

申請があれば、健康診断の項目が検査できる機器、例えば色覚や、聴覚等を検査する機器が揃っているか等一つ一つ確認をして、船員の労働環境を理解し、判断ができるのであれば、指定医に認定されます。

労働者委員

指定するのは、最終的に誰が指定するんですか。

船員労政課長
　神戸管内は、神戸運輸監理部長が指定します。

労働者委員
　こちらのほうで、最終的に病院を指定できるいうことやね。全部そろとけば。

船員労政課長
　はい。

労働者委員
　その指定医の判子は局から支給されますか。

船員労政課長
　健康証明欄の印のことですか。

労働者委員
　はい。

船員労政課長
　許可証が出たあと、○印に「指」と書かれたゴム印や「合格」といったゴム印をを作成していただくことになります。

労働者委員
　病院で作るの。

船員労政課長
　はい。
　その後、定期的に、指定医を継続していただけるかどうかの意思確認をしています。その際に、辞められる病院もあります。

労働者委員
　勉強になりました。

労働者委員
　分かりました。

船員労政課長
　数字は、また来月ということで。

労働者委員
　お願いします。

部会長
　使用者委員はいかがですか。

（使用者委員なし）

部会長
　行政はどうですか。

海事振興部次長
　神戸船員部会情報をご覧ください。
　今回、国土交通省のプレスリリースを１件だけつけていますが、６月１５日発表のＤＮＶを海上労働検査の登録機関として登録したものとなっています。
　国際海上労働条約の批准に基づいて、船員法では、特定の船舶により国際航行を行う場合には、当該船舶に係る船員の労働条件、安全衛生、その他労働環境等について、登録検査機関の定期検査を受けなければならないとされております。その検査につきまして、今般、ノルウェーに本社を置く船級協会であるＤＮＶが登録され、神戸にありますので船社としては利便性が若干アップしたのではないかなという情報です。
　以降につきましては、定例のスクラップ記事、内航海運輸送動向、月例経済報告となっておりますので、また、後ほど見ていただければ幸いかと思います。
　以上です。

部会長
　事務局からの資料説明につきまして、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員
　今のＤＮＶさんが登録検査機関となりましたよという用紙ですけど、海上労働検査制度の概要の、旗国検査のところだけを登録検査機関ができるんですか。これを国に送ると、海上労働証書が発給されるというスキームでいいですか。実際のところ、申込みはＤＮＶさんにやって、ＤＮＶさんが国に出して、そこから来るんですか。

海事振興部次長
　検査については、国または登録検査機関へ直接申請して受検し、その結果、合格

が確認出来たら、国から海上労働証書が交付される流れかと思います。

公益委員

また、これを授業で話しといたほうがいいかなと思いまして、質問したところです。

部会長

ほかに何かございますか。

（なし）

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

本日の船員部会につきましては、これにて終了となります。

なお、次回の船員部会につきましては、７月２８日金曜日１５時３０分から、この場で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

どうも本日は、ありがとうございました。